

# 平城宮大極殿後殿・若犬養門の調査

## 平城宮跡発掘調査部

### 1. 大極殿後殿（第132次）の調査

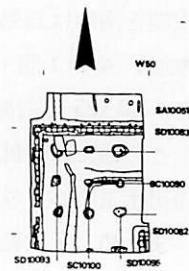
昭和53年度に大極殿（第113次）の調査を行なったが、これに引き続き56年度は大極殿北側の大極殿後殿とそれにとりつく回廊の調査を行なった。調査地区の北側及び東側の内裏地区は、昭和29年以来の調査でその概要が判明しており、今回の調査で大極殿南側の閣門を除く、内裏・大極殿地区の全容がほぼ明らかになったことになる。

調査地の土層は、まず從来からの整備事業による盛土があり、その下に旧水田の耕土・床土・奈良時代の整地土層がある。地山は黄褐色粘質土で、この地山の上に小礫混りの黄褐色ないし灰褐色の整地土がある。整地土下面で、前方後円墳 SX 0249（神明野古墳）、奈良時代の掘立柱建物 SB 10050 とその東西にとりつく掘立柱塀 SA 10048・10049・10051、掘立柱建物 SB 10034、整地土上面で、大極殿 SB 10000 とその東西にとりつく回廊 SC 0102・10010・10090・10100、大極殿と後殿をつなぐ軒廊 SC 9144、掘立柱建物 SB 10030・10009 などを検出した。

**下層遺構** 神明野古墳 SX 0249 については既に第3・6・12・73・113次の5次にわたる調査によってその概形が明らかになっている。今回の調査では前方部及び西側周濠を検出し、墳丘端部の築成状況、葺石の状況、墳丘西側に造り出しないことなどを確認した。周濠部は平城宮の造営に伴い埋め立て、整地されており、その上面で奈良時代の建築遺構を検出した。

掘立柱建物 SB 10050 は桁行10間、梁間2間の東西棟建物である。桁行柱間10尺（両端間は12尺）、梁行柱間10尺である。SB 10050 南北中軸線は上層の大極殿 SB 10000 に一致するが、東西中軸線は若干北へずれている。また南の第113次調査区で検出した大極殿下層の掘立柱建物 SB 9140 とは南北11.8m(40尺)を隔て、SB 10050 の東西妻柱列と SB 9140 の東西側柱列は柱筋がそろっている。SB 10050 東側には SB 10050 の北側柱列にとりつく東西方向の掘立柱塀 SA 10049 がある。柱間10尺（SB 10050 とりつき部分8尺）で、東へ7間で南へ折れて南北方向の塀 SA 10048 となる。SA 10048 も柱間10尺で、10間分検出したが、調査区の南へさらに続く。SB 10050 西側でも SB 10050 北側柱列にとりつく東西方向の掘立柱塀 SA 10051 を2間分検出した。おそらく東側の掘立柱塀 SA 10048・10049 と対称に鉤の手に折れる塀となるのであろう。

掘立柱建物 SB 10034 は、調査区の南端で検出した2間分の掘立柱列である。柱間10尺で、南北棟の北妻と考えられる。西端の柱位置は、第113次で検出した南北棟 SB 9141 の東側柱列と、SB 9140 及び SB 10050 の南北中軸線に関して対称の位置にあり、このことから SB 9141 と同じく桁行5間以上、梁間2間の南北棟に復原できる。なお SB 10034 の棟

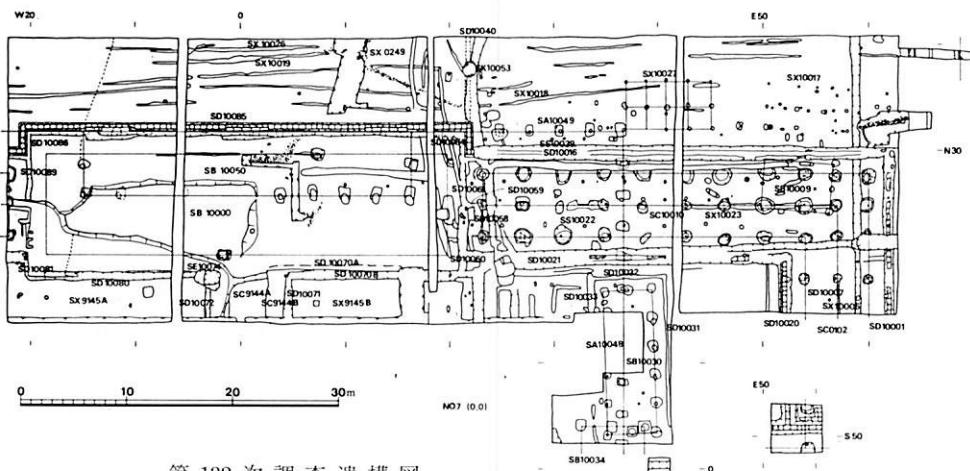


W  
N

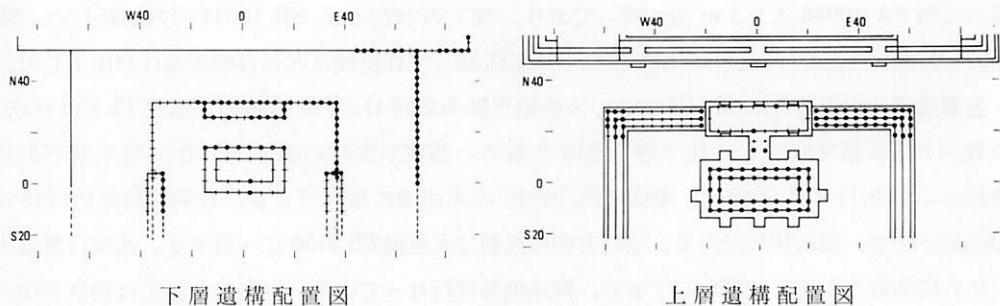
通りは塙 SA 10048 より 1m 西へ寄っており、埋土の状況から SB 10034 の方が新しい。SB 10034 東端の柱抜取り穴から平城宮Ⅲの土師器杯が、妻柱抜取り穴から凝灰岩片が出土した。

上層遺構 大極殿後殿 SB 10000 は、大極殿北側の東西 41.75 m (140尺)，南北 13.7 m (14尺) の凝灰岩壇正積基壇の上に建つ礎石建物である。基壇中央部の南北 2 カ所に残る礎石据付痕跡から、桁行 9 間 (129尺)，梁間 2 間 (32尺) の東西棟に復原できる。柱間寸法は桁行 15 尺 (両端間は 12 尺)，梁行 16 尺である。梁行方向の柱筋は大極殿 SB 9150 に一致する。基壇は整地土上に直接基壇土を積んで築成しており、掘込地業は行なっていない。基壇北側には凝灰岩切石で造られた雨落溝 SD 10085 がほぼ完全に残り、基壇の東西と南側には基壇外装の地覆石抜取り痕跡がある。基壇外装は、地覆石抜取り跡の凝灰岩の束石・羽目石の破片から壇正積基壇と推定される。なお基壇南側の東半部では地覆石抜取り痕跡が二重に残り (SD 10070A・B)，それぞれ軒廊 SC 9144A・B の地覆石抜取り痕跡に連続することから、後殿 SB 10000 の基壇外装は軒廊のそれと一体に造られ、軒廊の拡幅に際し、後殿南側の基壇外装も改修が行われたと考えられる。SB 10000 の北側には基壇中央と東西の 3 カ所に石階が設けられている。石階位置では長さ 4 m にわたって雨落溝内側石の幅が広くなり、溝幅が狭くなっている。3 カ所の石階の位置は軒廊及び大極殿の石階位置に一致する。中央石階附近で出土した三角形の羽目石を参考にすると、基壇高 4 尺、石階 3 段に復原でき、石階は約 4 尺基壇に入り込むことになる。

大極殿と後殿をつなぐ軒廊 SC9 144 には 2 時期あり、当初の SC 9144A は基壇の東西幅 3.8 m で、後にこれを拡幅し、幅 8.2 m の SC 9144B となる。今回の調査区内では、基壇上の礎石抜取り痕跡は検出できなかった。大極殿院を区画する回廊は今回後殿の東西にとりつく北回廊 SC 10010・10090 と、東回廊 SC 0102、西回廊 SC 10100 の北端部を検出した。基壇幅 9.4 m (31 尺) で、両側に凝灰岩切石の雨落溝を伴う。基壇外装は雨落溝内側石を羽目石とし、上に葛石をのせる形式である。基壇上に建つ回廊は、棟通りを壁または連子窓で仕切る複廊で、礎石抜取り穴の位置から桁行柱間 13 尺、梁行柱間 10 尺に復原できる。大極殿回廊の総長は東西 122



### 第 132 次 調 査 遺 構 図



m (410尺), 南北 88 m (296尺) である。

掘立柱建物 SB 10030 は, 調査区の南端, SB 10034・SA 10048 に重複する位置で検出した桁行6間, 梁間2間の南北棟。柱間寸法は桁行8尺, 梁行8尺で, 東・北・西の三面に雨落溝をめぐらす。掘立建物 SB 10009 は回廊 SC 10010 廃絶後にその基壇東端に建てられた東西棟。桁行3間, 梁間2間で, 柱間寸法は桁行7尺, 梁行7.5尺である。いずれも方位が振れている。

**遺物** 遺物には瓦・土器・埴輪・凝灰岩切石片がある。軒瓦は軒丸瓦98点, 軒平瓦110点で, その6割強を6225型式と6663型式が占め, この両者の組合せが大極殿後殿と回廊の軒瓦の主体をなしていたことがわかる。大極殿院の性格を反映して土器の出土は極めて少ない。

**まとめ** 今回の調査の結果, 大極殿院の規模・形式が明らかになるとともに, 下層の掘立柱建物が一院を構成することが判明した。その規模・構成は上図に示すとおりである。造営時期については, 下層の建物 SB 10034 の柱抜取り穴から出土した平城宮Ⅲの土器と凝灰岩片が手掛りとなる。これらは, SB 10034 の廃絶が天平末年から天平勝宝以降であり, 凝灰岩を用いた建物の造営もしくは廃絶に併行することを示す。SB 10034 は他の下層の建物より一時期遅れて造営された。また SB 10034 と大極殿院とは, SB 10034 と大極殿 SB 9145 の距離がやや近いという難点があるが, 併存の可能性がないわけではない。後殿 SB 10000 と軒廊 SC 9144 には基壇外装の改作が認められる。以上の点から, 次のように時期区分することができる。

**A<sub>1</sub>期** 下層掘立柱建物群の時期。造営時期は内裏南限の掘立柱塀 SA 7592 とそれによりつく南北塀 SA 7593 の造営に併行し, 和銅から養老年間にあたる。

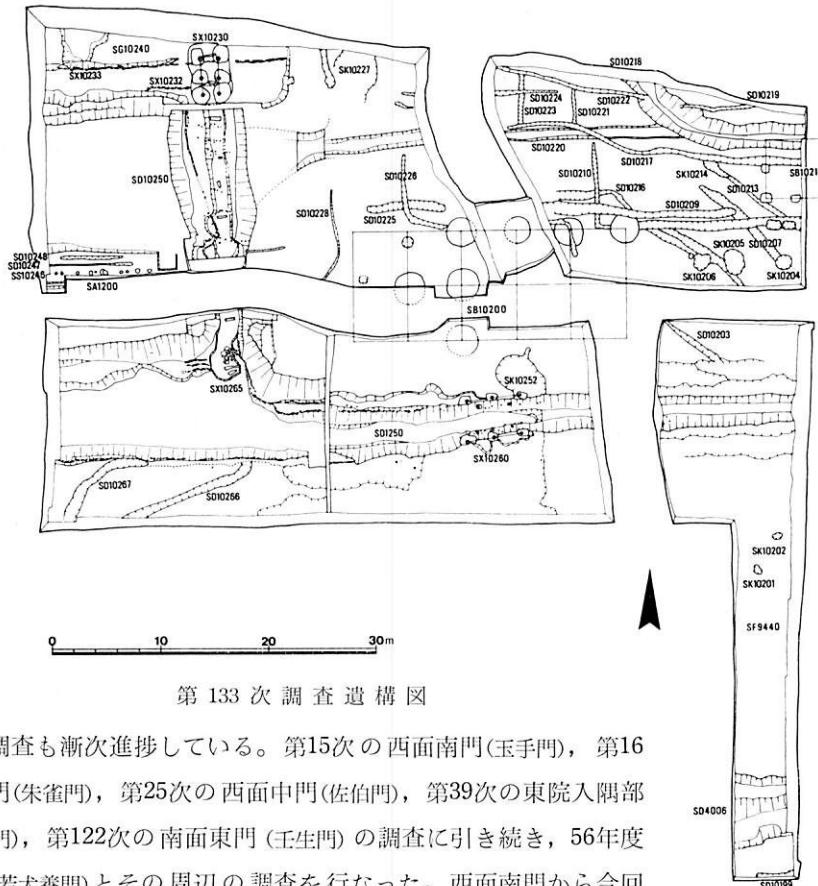
**A<sub>2</sub>期** 掘立柱建物 SB 9141・10034 が造られる時期。

**B期** 大極殿院の時期。大極殿院は, 平城宮瓦編年の第Ⅱ期以降に造営され, 奈良時代後半から末期まで存続する。造営時期は SB 10034 廃絶後とすれば天平勝宝年間以降, 併存するならばそれ以前となり, SB 10034 は大極殿院造営の末期, または改作の頃に廃絶することになる。

**C期** 大極殿院廃絶後。SB 10009 や第113次で検出した大極殿基壇上の建物 SB 9152 が造られる時期。SB 10030 はB期後半からC期にかけて存在する。

今回の調査によって, 以上のような建物群の構成とその変遷が明らかになったが, 造営年代の確定や大極殿院南側の様相の究明など, 今後に残された課題も少なくない。

## 2. 若犬養門（第133次）の調査



第133次調査遺構図

宮城門の調査も漸次進捗している。第15次の西面南門(玉手門), 第16次の南面中門(朱雀門), 第25次の西面中門(佐伯門), 第39次の東院入隅部の南門(小子門), 第122次の南面東門(壬生門)の調査に引き続き, 56年度は南面西門(若犬養門)とその周辺の調査を行なった。西面南門から今回の調査地にかけての宮西南部は水田畦畔の乱れがあり, 秋篠川の氾濫による遺構の削平・流失が危惧されたが, 南面西門・南面大垣を始めとして, 宮内の池状遺構, 二条大路とその南北の側溝など, 多数の遺構を検出することができた。

**遺構** 南面西門 SB 10200 の基壇は著しく削平されており, 碇石・基壇外装の痕跡は残っていない。しかし基底部の柱位置に平面円形の基礎地業があり, 桁行5間, 梁間2間, 柱間17尺等間の5間門であることが判明した。円形基礎地業は7カ所を確認した。径2.6~3m, 深さは最も良く残るところで0.7mあり, 内部を版築状につき固めている。門・大垣とその周辺部では, まず一帯を埋めたて, 次に大垣・門の棟通りにあたる部分を版築状の積土で整地し, 第三段階でその北側と南側を造成するという手順を踏んでおり, 円形基礎地業のない門西北部では第三段階の整地の過程で部分的な版築による整地がなされている。円形基礎地業がすべての柱位置にないのはこうした整地のあり方によるのであろう。南面西門の東北隅柱位置の円形基礎地業に重複して, それに先行するL字形の溝 SD 10210 を歩出した。SB 10200 の前身の門の存在した可能性を示す遺構である。なお調査区内では, 脇門の痕跡は認められなかった。

南面西門にとりつく大垣 SA 1200 は、門の西側で約 10 m 分を検出したが、現在の水路のために全幅は明らかにできなかった。北側の犬走りは幅約 2 m で、上面に版築の際の堰板を支える添柱の柱穴 SS 10246 がある。穴の間隔は 0.4~1.3 m で一定せず、一部には重複もみられる。

池状遺構 SG 10240 は調査区の西北隅で検出した東西 22 m、南北 6~10 m、深さ 1.5 m の地状の遺構である。今回はその東南部分を検出した。旧秋篠川流路の窪地を利用したものとみられ、南岸に東西方行の 2 列の杭とシガラミ SX 10232・10233 がある。南北溝 SD 10250 はこの池状遺構から南面大垣を通って二条大路北側溝 SD 1250 へ通ずる溝である。大垣位置の土層によってその変遷をみると大きく 5 期に分けられる。まず宮造営前にこの位置にあった河川を改修して整え(I 期)，その後バラス混りの粘土で埋めたて第 1 次の暗渠とする(II 期)。次いで第 1 次の暗渠を取り払って開渠とし(III 期)，また第 1 次の暗渠より高い位置に第 2 次の暗渠と設ける(IV 期)。溝底のところどころに残る長さ 1 m、幅約 20 cm の板は暗渠の台板と考えられる。その後再び暗渠を撤廃し、開渠となる(V 期)。SD 18250 の北端、池状遺構 SG 10240 の東端に 6 本の掘立柱からなる SX 10230 がある。すべて転用材を用いており、柱間や柱径は一定していない。SG 10240 からの水の流れを調節する樋の施設で、IV 期のものと考えられる。

南面西門 SB 10200 の棟通りから南 12 m で二条大路の北側溝 SD 1250、南 48.8 m で南側溝 SD 4006 を検出した。SD 1250 は東半部では幅 3 m、深さ 1.2 m で、SD 10250 との合流部以西では幅 10 m を越え、深さも 1.5 m になる。門の前面には北側溝をわたる橋 SX 10260 がある。橋脚は掘立柱で、間口 2 間、奥行 1 間、柱間は 8 尺と 12 尺である。南側溝 SD 4006 は幅 6 m、深さ 0.7 m。両側溝の間が二条大路 SF 9440 で、路面幅 32 m、側溝心々距離は 36.8 m である。

**遺物** 木簡は二条大路北側溝を中心に計約 1150 点が出土した。北側溝 SD 1250 出土の木簡の中には「若犬甘門」の門号を記した木簡 1 点を含んでいる。軒瓦は 472 点で、大多数が平城宮瓦編年の第 I 期に属し、他の宮城門・大垣の調査結果と同様である。土器は平城宮 III~V に属するものが多い。ほかに木製品として曲物・杓子・物差・檜扇・人形・削掛け・墨画面・斗の雛形、金属製品として錢貨・帶金具・挂甲小札などがある。

**まとめ** 今回の調査によって、西面南門とその周辺の遺構の概要とともに、宮造営にあたって造成の状況などが明らかになった。南面中門(朱雀門)以外の宮城門で柱位置が判明したのは今回が初めてであり、南面西門の規模が 5 間 2 間、17 尺等間で、南面中門と同規模であり、西面中門・西面南門・南面東門がいずれもその基壇規模から梁間 15 尺 2 間と推定されているのと異なることは注目される。また二条大路北側溝で出土した「若犬甘門」の記載をもつ木簡は、南面西門の門号を示す直接の史料として重要である。このほか池状遺構と二条大路北側溝を結ぶ南北溝のように、旧地形を利用して宮内排水系路を設置している点も注目される。しかし、池状遺構が、秋篠川の旧流路とどのように関連するのか、またそれが『続日本紀』に頻出する「南苑」や、天平宝字 6 年 3 月壬午条の「宮西南に於いて新たに池亭を造る」という記事に対応するものか否かなど、今後に残された課題も少なくない。

(山岸常人)